

役員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の定款第29条に基づき、役員の報酬等の支給に必要な基準を定めることにより、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。

(2) 「報酬等」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第14号に規定するところによる。

(報酬等の支給)

第3条 定款第29条に規定する「評議員会において別に定める報酬等の支給の基準」とは、別表第1の定例報酬に係る基準及び別表第2の謝金に係る基準のとおりとする。

2 役員には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬等の額は、別表第1及び別表第2に従って算定し、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬を支給する場合は、支給方法等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(謝金の支給)

第6条 謝金を支給する場合は、支給方法等支給に関する詳細は、別に定める謝金規程に準ずる。

(通勤手当)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を報酬等とは別に支給することができる。

2 通勤手当の計算方法等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年12月1日より施行する。

別表第1（第3条及び第4条関係）

定例報酬に係る基準（報酬表）

（単位：円）

号	月額	号	月額	号	月額	号	月額
1	10,000	16	160,000	31	310,000	46	460,000
2	20,000	17	170,000	32	320,000	47	470,000
3	30,000	18	180,000	33	330,000	48	480,000
4	40,000	19	190,000	34	340,000	49	490,000
5	50,000	20	200,000	35	350,000	50	500,000
6	60,000	21	210,000	36	360,000	51	510,000
7	70,000	22	220,000	37	370,000	52	520,000
8	80,000	23	230,000	38	380,000	53	530,000
9	90,000	24	240,000	39	390,000	54	540,000
10	100,000	25	250,000	40	400,000	55	550,000
11	110,000	26	260,000	41	410,000	56	560,000
12	120,000	27	270,000	42	420,000	57	570,000
13	130,000	28	280,000	43	430,000	58	580,000
14	140,000	29	290,000	44	440,000	59	590,000
15	150,000	30	300,000	45	450,000	60	600,000

別表第2（第3条及び第4条関係）

謝金に係る基準

事業主体	この法人		その他（外部からの依頼等）	
対象役務	各種委員 及び講師等	執筆者等	各種委員 及び講師等	執筆者等
基準金額	謝金規程に基づき第三者に 支払われる謝金に相当する金額		収受した金額	
代表理事及び 業務執行理事	支給しない	支給しない	基準金額の 5割以下	基準金額の 5割以下
上記以外の 役員	基準金額の 7割以下	基準金額の 9割以下	基準金額の 8割以下	基準金額の 10割以下